

Case7 <相続預金払戻し編>

口座振替を継続したため 生じたトラブル



相

続が発生し、遺族から預金者死亡の連絡が入ったとき

対応が必要であることを伝えなければなりません。

相続人間での解決を確約

には、金融機関は預金者（＝被相続人）の口座を凍結しなければなりません。凍結後は、その口座にかかる入出金の取引（例えば、ATMでの引出しや預入れ、振込金の受取り、公共料金や税金、カード利用料金の引落し等）ができなくなります。

マンガは相続預金からの公共料金の自動引落しに関するトラブル

ですが、相続財産の遺産分割が決まっていない状況下では、自動引落しされる費用の本来の負担者（マンガでは被相続人の妻）の口座からの引落しに切り替えてもらうことが無難な対応といえます。

ただし、遺族が相続発生後の短期間、被相続人の口座をそのまま

替がある場合は口座振替先ごとに

活用し自動引落しを継続することを希望する場合があります。その要請に応じる場合は、当該自動引落しの継続が他の共同相続人全員の同意を得ていることを確認するべきです。共同相続人全員の署名押印がなされた同意書等を求める方法が望ましいです。

ですが実務上、同意書等の用意が難しい場合などは柔軟な対応が求められるでしょう。例えば「自動引落しの継続について後日問題が生じたときは相続人間で解決することとし、当金融機関は責任を

Point

共同相続人全員の署名押印がなされた同意書等を求める

自動引落しの継続は、あくまでも短期的な取扱いですので、相続預金の名義変更をなるべく早く行うことを求めましょう。

Case8 〈相続預金払戻し編〉 遺言執行者による払戻しに 応じて生じたトラブル



遺

言執行者とは、相続人の代理人として相続財産を管理し、名義変更等の各種手続きを行うなど、遺言の内容を実現する人です。遺言執行者は、遺言書で指定される場合と、相続人などの利害関係人の請求によって家庭裁判所が選任する場合とがあります。

売却その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える」といった文言があります。

来店者が遺言執行者か確認

遺言の内容によっては、相続人間で利益相反が発生し、相続人全員の協力が得られず、遺言の執行が妨げられることもあります。そうした場合に遺言の内容を忠実に実行する遺言執行者を指定しておくことは少なくありません。

遺言執行者は、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有しますので、金融機関は遺言執行者からの相続預金の解約・名義変更を拒めません。

遺言書で指定される場合は、遺言に「遺言者は、本遺言の遺言執行者として、上記長男一郎を指定する。遺言者は、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払い戻し及び解約、有価証券等の名義変更、

遺言執行者には、法人や相続人や受遺者、弁護士など、未成年者や破産者等を除いてだれでもなることができます。

手続きとしては、来店した人が遺言執行者本人かどうかを確認します。遺言の内容が偏ったものであれば、被相続人がその遺言を書くに至った背景を聞きます。遺言執行者は知らないこともあります。したが、こうした聞き取りで不正を抑

制する情報が得られるかもしれない。何か不正の端緒が見つければ、上司の判断を求めましょう。金融機関としては払戻し手続きをしっかりと行うことが何より大事です。マンガのようなクレームを言われたときは、正当な手続きを行った旨を説明し、理解を求めるほかないでしょう。

正当な手続きを行い、クレームがあれば正当な手続きを行った旨を説明

Point

正当な手続きを行い、クレームがあれば正当な手続きを行った旨を説明